

賃金の支払い方法

平成25年賃金構造基本統計調査等の実施について

名古屋北労働基準監督署

(問) 当社では、賃金は会社の隣にある銀行の支店に振り込むことにな



っています。今月から勤務している学生アルバイトから、『自宅近くの銀行に振り込むか、毎月現金で支払ってほしい』との要望がありました。手間が多く拒否するつもりですが、可能でしょうか？

(答) 労働基準法では、賃金の支払い方法について、使用者は通貨で労働者に直接その全額を支払わなければならないが、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないとしていいます(労働基準法第24条第1・2項)。

- これを、
- ①通貨支払い
 - ②直接払い
 - ③全額払い
 - ④毎月払い
 - ⑤一定期日払い
- の賃金支払い5原則と呼んでいます。
- 賃金は、通貨(現金)で支払わなければならないのが原則ですが、次の要件を満たす場合に賃金の口座振り込みが認められます。
- ①労働者の同意を得ること

②労働者が指定する本人名義の口座に振り込むこと(労基則第7条の2)。

さらにこれらの要件に加え、振り込まれた賃金の全額が所定支払日に払い出せる状況にあることとされています。

これらから、学生アルバイトの要望を拒否し、会社指定の銀行に口座を設けさせることはできず、現金で支払うか、学生アルバイトの指定する銀行に振り込むか、どちらかである必要があります。

なお、労基則第7条の2における「同意」とは、労働者が指定する本人名義の口座を会社へ通知すること、特段の事情がない限り、「同意」を得ているものと認められます。

平素は、厚生労働省が行っております各種統計調査につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、本年も「賃金構造基本統計調査(指定統計第94号)」を7月に実施することとなりました。

この調査は、昭和23年以来毎年実施し、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模をはじめ、労働者の性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等の別に明らかにするもので、その結果は、企業、団体、その他関係各方面において広く利用されており、また各種の政策決定の際の基礎資料として、きわめて重要な役割を果たして

おります。

つきましては、厚生労働省より選定されました事業場に当署から調査関係用品を配布いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、この調査の意義をご理解のうえ、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数とは思いますが、調査票の記入に当たりましては「調査票記入要領」を十分にご参照のうえ、ご記入していただき、早期にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、不詳な点がございましたら、当労働基準監督署(電話へ052-961-8652)までお問い合わせ願います。